

相次ぐ留置場保護室内 虐待死事件に寄せて ⑥

田鎖麻衣子

去る九月十五日、大川原化工機事件の国賠訴訟が結審した。大川原化工機株式会社は軍事転用可能な噴霧乾燥機を経済産業省の許可を得ず不正に輸出したという外為法違反の被疑事実を警視庁公安部が捏造し、社長以下三名が逮捕・勾留の後に起訴されたが、第一回公判期日の直前に起訴が取り消されたという事件である。

この「事件捏造」の過程で、代用監獄は極めて重要な役割を果たしている。社長以下、多数の会社関係者は長期にわたって捜査に協力し、任意取調べの回数は少なくとも延べ二六四回に及んだ。全員が行為の違法性を否定する中、ただ虚偽自由

を強要するという目的のために社長らは逮捕され、警察留置場での拘禁は約四か月に及んだ。代用監獄が、長時間の取調べによる自白獲得という本質的機能をむき出しにした形で利用されたのが、大川原化工機事件なのである。

にもかかわらず、この事件との関係で代用監獄問題が触れられることは稀である。日弁連ウェブサイトの「えん罪事件から見える日本の刑事司法」にある同事件の説明にすら、代用監獄制度（代替取調べ）に関する記述は一切ない。代用監獄の存在は所与の前提であるかの如き様相を呈している。

これが決して根柢のない懸念でないことは、（本紙八月号の拙稿に加え）国際人権（自由権）規約委員会による日本政府報告書の審査結果からも明らかである。ちょうど一年前の二〇二二年一〇月に実施された、翌一月に公表された委員会の総括所見からは、一九九三年以来ずっと総括所見に盛り込まれていたDaino Kanpachiの文字が消えた。もともと、同総括所見はパラグラフ27において、日本政府に対し、前回の勧告（パラグラフ18、すなわち代用監獄問題）に従い、逮捕・勾留された者が規約九条・一四条に規定されたすべての法的セーフガードを享受するため必要な措置をとるよう求めている。

代用監獄制度が規約九条に適合しないことは従前の審査より明らかであるから、代用監獄問題が勧告から除外されたわけではない。しかし、明示的な言及がなくなった事実には、重く受け止められるべきであろう。

むろん、自由権規約委員会が扱う人権問題は実に幅広く、刑事司法における人権は、重要テーマではあるが一分野にすぎない。その刑事司法分野だけでも課題は山積している。NGOからは膨大な量の情報が提供されるが、そのすべてが参照されるわけではない。委員会に問題を理解し総括所見で取り上げてもらうべく、イシューを絞り込み、効果的なブリーフィングを行い、規約のインプットを試みる。つまり、総括所見とは、かなりの程度、ロビーイングを行うNGOの活動度合いを反映しているのであり、そこにおいて日弁連派遣団が果たす役割は大きい。

第七回審査の場合、審査第一日目の概要記録には、委員の一人が代替取調べ制度の廃止ないし改善についての情報を歓迎する旨述べたものの、これに続けて「とりわけ」、起訴前勾留における拘禁への代替手段や取調べへの弁護人立会いについての情報を知りたいとの発言がなされたことが記録されている。いうまでもなく、代替取調べ度があるうとなかろう

と「勾留場所が刑事施設であろうとも」、拘禁代替措置は必要であり、取調べへの弁護人立会も要請される。したがって、記録が正確であるとすれば、右の発言は、代替取調べという言葉は用いているものの、その独自の問題性について理解せず、起訴前勾留とそれを利用した取調べの一般的な問題に解消してしまっていると言わざるを得ない。以前の審査時と同程度に効果的な情報提供が日弁連からなされていれば、こうした事態は回避されていたのではないかと。

日弁連は、今なお公式に代用監獄廃止を掲げており、「人権のための行動宣言二〇一九」においては「代用監獄の早期廃止に向けて粘り強く活動していきます」と言い切っている。日弁連といっても巨大かつ縦割りの進んだ組織であり、ジュネーブでのロビー活動を担った人々と、前述の大川原化工機事件についてのウェブ情報をまとめた人々とは重ならないのだが、いずれも広い意味で刑事司法分野の課題に取り組む人々が、代用監獄を抱える独自の問題性を看過してしまう——少なくとも、意識的に取り組むことのない——事態は、状況の深刻さを改めて如実に示している。

筆者はこうした危機意識から、本年四月の院内学習会「いまこそ代用監獄廃止を」相次ぐ警察留置場保護室内の死亡事案を契機に自白強要の温床である代用監獄の問題点を考える（日弁連主催）の企画に携わり基調報告も行ったのだが、このまま、久々の単発イ

ベント」で終わられ
てはならない。
なお、大川原化工機
事件の国賠訴訟判決は、
十二月二七日に言い渡
される予定だが、それ
に先立ち十月発行予定
の季刊刑事弁護（現代
人文社）には、超誠峰
「大川原化工機事件・
人質司法の記録」が掲
載されるといふ。代用
監獄問題についても触
れられていることを期
待する。
（二月号につづく）